

福岡県公報

平成18年2月15日
第2496号

目次

告示 (第301号～第311号)

| | |
|---------------------------------|--------------------|
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 | (生活文化課) 1 |
| ○特定非営利活動法人設立の認証申請 | (生活文化課) 1 |
| ○県営土地改良事業の換地処分 | (農地計画課) 2 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) 2 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) 2 |
| ○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 | (商業・地域経済課) 2 |
| ○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出 | (商業・地域経済課) 3 |
| ○公共測量の終了 | (土木管理課) 3 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | (都市計画課) 3 |
| ○道路の区域の変更 | (道路維持課) 3 |
| ○換地を定めない土地の指定 | (農地計画課) 4 |

公 告

| | |
|------------|-------------------|
| ○一般競争入札の実施 | (行政経営企画課) 5 |
|------------|-------------------|

雑 報

| | |
|---------------------------|-------------------|
| ○有料道路に関する工事の一部完了 | (高速道路対策室) 7 |
| ○北九州高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の変更 | (高速道路対策室) 7 |

告示

福岡県告示第301号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年1月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人おおむた障害者応援センター

(2) 代表者の氏名

有松 温之

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市原山町194番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者の地域での自立生活に関する支援事業や障害者の福祉に関する調査・研究事業等を行うことにより、障害者が地域の中で自立生活を営んでいくよう福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第302号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年1月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
N P O 法人福岡紫桜館
 - (2) 代表者の氏名
大崎 洋
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉南区沼緑町四丁目3番40号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は広く一般青少年に対し剣道の指導、指導者育成また地域住民との交流促進等に係る事業を行う事で、剣道の振興を図るとともに少年少女の健全育成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成18年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

| 換地処分をした地域 | 換地処分年月日 |
|-----------------------------|-----------|
| 行橋市大字金屋及び今井 (今元地区・第2換地区) | 平成18年2月3日 |

福岡県告示第304号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福

岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 第2グリーンプラザビル
 - (2) 所在地 福岡県春日市下白水南一丁目1番
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第305号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 サニー宝町店
 - (2) 所在地 福岡県春日市伯玄町2丁目18番 外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第306号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成18年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ザ・モール春日

(2) 所在地 福岡県春日市春日五丁目17番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第307号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成18年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成18年1月25日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ハローデイ九工大店

(2) 所在地 福岡県飯塚市大字川津君ヶ坂680番5号

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 変更前 | | 変更後 | |
|------------|-------|-------|------|-------|
| | 開店時刻 | 閉店時刻 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
| (株)ハローデイ | 午前10時 | 午後10時 | 午前9時 | 午後11時 |

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
|-----|-----|

午前9時30分から午後10時30分まで

午前8時30分から午後11時30分まで

福岡県告示第308号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

| 実施地域 | 終了年月日 |
|----------------|------------|
| 北九州市八幡西区・若松区一円 | 平成18年1月16日 |

福岡県告示第309号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

京都郡苅田町若久町二丁目6番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都郡苅田町大字雨窪326番地

酒井 伸子

福岡県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

| 土木事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区間 | 幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|--------|-------|------------|-------|--------------------------------------|-------------------|----------|
| 田川 | 県道 | 北九州線 小竹 | 前 | 田川郡赤池町大字上野1769番1先から同郡同町大字上野1861番1先まで | 4.5 ~ 16.5 | 192.5 |
| | | | 後 | 同上 | 4.5 ~ 13.5 | 192.5 |
| | | | 後 | 同上 | 10.5 ~ 14.0 | 190.2 |
| 田川 | 一般国道 | 500号 | 前 | 田川郡添田町大字落合1343番2先から同郡同町大字落合1937番1先まで | 7.0 ~ 15.5 | 153.0 |
| | | | 後 | 同上 | 7.0 ~ 15.5 | 153.0 |
| | | | 後 | 同上 | 9.6 ~ 16.5 | 143.5 |

福岡県告示第311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業吉川地区・小伏換地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成18年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

| 市町村名 | 大字 | 字 | 地番 | 地目 | 地積(平方メートル) |
|------|----|------|--------|----|-------------|
| 若宮町 | 小伏 | 竹原崎 | 468 | 田 | 1004のうち518 |
| 若宮町 | 小伏 | 入江 | 633 | 田 | 816のうち522 |
| 若宮町 | 小伏 | 仙間分 | 1648 | 田 | 1322のうち110 |
| 若宮町 | 小伏 | 入江ノ上 | 727-1 | 田 | 782のうち218 |
| 若宮町 | 小伏 | 松ノ木元 | 1372-1 | 田 | 1451のうち468 |
| 若宮町 | 小伏 | 土無 | 1873-1 | 田 | 499のうち20 |
| 若宮町 | 小伏 | 石松前 | 58-1 | 田 | 2178のうち200 |
| 若宮町 | 小伏 | 原柿 | 552 | 田 | 826のうち614 |
| 若宮町 | 小伏 | 原柿 | 551 | 田 | 720のうち473 |
| 若宮町 | 小伏 | 夕蒔 | 430-1 | 田 | 1322のうち172 |
| 若宮町 | 小伏 | 井下田 | 34-1 | 田 | 2607のうち111 |
| 若宮町 | 小伏 | 扇 | 950 | 田 | 819のうち52 |
| 若宮町 | 小伏 | 松元 | 409 | 田 | 1229のうち395 |
| 若宮町 | 小伏 | 東大黒 | 337 | 田 | 1894のうち585 |
| 若宮町 | 小伏 | 西大黒 | 301 | 田 | 1173のうち906 |
| 若宮町 | 小伏 | 篠振 | 220 | 田 | 1084のうち1018 |
| 若宮町 | 小伏 | 宮部 | 451-1 | 田 | 1203のうち430 |
| 若宮町 | 小伏 | 駒田 | 42 | 田 | 1484のうち109 |
| 若宮町 | 小伏 | 松元 | 410-1 | 田 | 2049のうち332 |
| 若宮町 | 小伏 | 立地 | 934 | 田 | 800のうち271 |
| 若宮町 | 小伏 | 板田 | 421 | 田 | 2571のうち383 |
| 若宮町 | 小伏 | 扇 | 938 | 田 | 846のうち610 |
| 若宮町 | 小伏 | 立地 | 928 | 田 | 1560のうち198 |
| 若宮町 | 小伏 | 西大黒 | 314-1 | 田 | 1923のうち480 |
| 若宮町 | 小伏 | 太良志浦 | 1520-1 | 田 | 2218のうち948 |

| | | | | | |
|-----|----|-----|-------|---|------------|
| 若宮町 | 小伏 | 西大黒 | 310-1 | 田 | 1140のうち579 |
| 若宮町 | 小伏 | 駒田 | 47 | 田 | 1170のうち664 |
| 若宮町 | 小伏 | 西大黒 | 316 | 田 | 1484のうち588 |

公 告

公告

文書等配達業務並びに仕分及び発送業務について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年2月15日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達役務の名称

平成18年度文書等配達業務並びに仕分及び発送業務

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

平成18年4月3日から平成19年3月31日まで

(4) 提供場所

福岡県総務部行政経営企画課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成18年3月14日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、入札参加希望業種が業種品目13-05（運送

）で、「AA」の等級に格付けされているもの（福岡県総務部総務事務センター調達班（電話 092-643-3092）で等級の格付けの確認をすること。）

(2) 本業務を受託できる内容で民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の許可を受けている特定信書便事業者であること。

(3) 文書等の定期配達業務を行うための有蓋貨物自動車6台及び運転手6名を確保できる者

なお、定期配達業務を行うための有蓋貨物自動車は次のすべての条件を満たすこと。

ア 自社所有であること。

イ 最大積載量が750キログラム以上であること。

(4) 文書等の仕分及び発送業務を行う者5名を確保できる者

(5) 配送対象機関の位置、交通事情、所要時間等を考慮し、速やかに効率的な配達経路を選択できる者

(6) 別に指示する臨時配達日に、(3)の定期配達で使用する自動車とは別の自動車により、福岡県が指定する時間までに速やかに文書等の配達ができる者

(7) 事故発生時等の緊急時に、文書等の配達業務並びに仕分及び発送業務に支障が生じないよう、速やかに適切な処置を講じることができる者

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(9) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部行政経営企画課（法務班 文書担当）

郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話092-643-3029

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 期間 | 平成18年2月15日（水曜日）から平成18年3月14日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで |
| (2) 場所 | 4の部局とする。 |
| 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 | 日本語及び日本国通貨 |
| 8 入札書の提出場所及び受領期限 | <p>(1) 提出場所 4の部局とする。</p> <p>(2) 受領期限 平成18年3月14日（火曜日）午後5時00分</p> <p>(3) 提出方法 直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。</p> |
| 9 開札の場所及び日時 | <p>(1) 場所 4の部局とする。</p> <p>(2) 日時 平成18年3月15日（水曜日）午前10時00分</p> |
| 10 落札者がない場合の措置 | 開札をした場合において落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。 |
| 11 入札保証金 | <p>(1) 入札保証金 契約期間の見積総額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。</p> |

| |
|---|
| ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約期間の見積総額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合 |
| イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公團を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合 |
| (2) 入札保証金の提出場所及び受領期限 |
| ア 提出場所 4の部局とする。 |
| イ 受領期限 平成18年3月14日（火曜日）午後5時00分（ただし、県の休日には受領しない。） |
| ウ 提出方法 直接提出に限る。 |
| 12 契約保証金 |
| 契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。 |
| <p>(1) 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合</p> <p>(2) 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公團を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合</p> |
| 13 入札の無効 |
| 次の入札は無効とする。 なお、10により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。 |
| <p>(1) 金額の記載がない入札</p> <p>(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札</p> <p>(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札</p> <p>(4) 所定の場所及び受領期限までに到達しない入札</p> <p>(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札</p> |

(6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は、11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) その他入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者たち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成をする。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

雑報

福岡北九州高速道路公社公告第7号

有料道路に関する工事の一部が完了するので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第22条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年2月15日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田 中 康 順

1 路線名

北九州市道 北九州高速1号線

2 工事の一部が完了する区間

北九州市小倉南区長野二丁目1498番4地先から
北九州市小倉南区長野二丁目1484番4地先まで

3 工事の種類

新設工事

4 工事完了の日

平成18年2月25日

福岡北九州高速道路公社公告第8号

北九州高速道路に係る料金及び料金の徴収期間を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の規定に基づき公告します。

平成18年2月15日

福岡北九州高速道路公社
理事長 田 中 康 順

1 路線名及び料金の徴収区間

| 路 線 名 | 料 金 の 徴 収 期 間 |
|-------------------------|-------------------------------------|
| 北九州市道 北九州高速1号線 | 北九州市小倉南区横代北町二丁目から 同市小倉北区下到津一丁目まで |
| 北九州市道 北九州高速1号長野横代北町線 | 北九州市小倉南区長野二丁目から 同区横代北町二丁目まで |
| 北九州市道 北九州高速2号線 | 北九州市小倉北区許斐町から 同市戸畠区大字戸畠まで |
| 北九州市道 北九州高速3号線 | 北九州市小倉北区菜園場一丁目から 同区東港一丁目まで |
| 北九州市道 北九州高速4号線 | 北九州市門司区春日町から 同市八幡西区茶屋の原二丁目まで |
| 北九州市道 北九州高速5号線 | 北九州市八幡東区東田五丁目から 同区神山町まで |

2 料金の額

- (1) 料金は、上記1の料金徴収区間について、1回の通行につき次の料金とする。
大型車 車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30人以上の

自動車及び大型特殊自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する大型特殊自動車をいう。）をいう（以下同じ。）。

1台につき 1,000円

普通車 大型車以外の自動車をいう（以下同じ。）。

1台につき 500円

- (2) けん引自動車（けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。）が被けん引自動車（けん引されるための構造及び装置を有する自動車をいう。以下同じ。）1台をけん引している場合には、1台の自動車とみなす。被けん引自動車を2台以上けん引している場合には、2台目以降の被けん引自動車については、1台につき、さらに普通車の料金1台分を徴収する。

3 割引をする自動車及び割引率

- (1) ア 料金を徴収する全自動車（イの自動車を除く。）について、次の割引率の回数通行券を発行する。

| 券の種類 | 普通車 | | 大型車 | |
|-------|---------|------|---------|------|
| | 販売価格 | 割引率 | 販売価格 | 割引率 |
| 100回券 | 40,800円 | 約18% | 81,600円 | 約18% |
| 24回券 | 10,000円 | 約17% | 20,000円 | 約17% |
| 9回券 | 4,100円 | 約9% | 8,200円 | 約9% |

イ 乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、福岡北九州高速道路公社理事長がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したもの（以下「路線バス」という。）については、次の割引率の回数通行券を発行する。

| 券の種類 | 販売価格 | 割引率 |
|-------|---------|------|
| 100回券 | 61,200円 | 約39% |

ウ ETC路線バス割引については、次のとおりとする。

福岡北九州高速道路公社理事長が別に定めるところにより、ETCカード（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令

（平成11年建設省令第38号）第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（平成17年10月1日）第2条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。）及び車載器（同規程同条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）の登録をした路線バスでETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して通行料金の納付を行おうとする自動車については、料金の割引率を39パーセント以内とする。

- (2) 料金を徴収する全自動車のうち、プリペイドカード（磁気式前払券をいう。以下同じ。）を利用するものについては、次の割引率を適用する。

| 券の種類 | 販売価格 | 割引率 |
|----------|---------|-----|
| 5,200円券 | 5,000円 | 約4% |
| 10,500円券 | 10,000円 | 約5% |

- (3) 障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続きがなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金、プリペイドカード又はクレジットカード（ETCカード（ETCカードのうち西日本高速道路株式会社との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。以下同じ。）を含む。）で徴収する料金の割引率を50パーセント以下とする。

また、ETCシステムの整備がなされている料金所においては、上記の手続きとあわせてETCカードと車載器とともに使用する自動車のうち、本割引措置適用のために事前に登録された、対象障害者本人名義のETCカード（対象障害者1人につき1枚に限り、対象障害者が未成年で本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者又は後見人名

義のE T Cカードを含む。) 及び車載器を使用する以下の自動車については、無線通信により徴収する料金の割引率を50パーセント以下とする。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。)が、自ら運転する乗用自動車(自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。)、貨物自動車(自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。)、特種用途自動車(自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。)又は二輪自動車(総排気量が125ccを越えるもの。以下障害者割引において同じ。)で、当該身体障害者又はその親族等(配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。)が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車(割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

イ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞ

れ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日厚生省発児第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三の1(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)又はこれらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)ただし、営業用の自動車を除く。

| 障害の区分 | | | | | 障害の程度 |
|-------|----|---|---|---|-------------------|
| 視 | 覚 | 障 | 害 | | 1級から3級までの各級及び4級の1 |
| 聴 | 覚 | 障 | 害 | | 2級及び3級 |
| 肢 | 上肢 | 不 | 自 | 由 | 1級、2級の1及び2級の2 |
| | 下肢 | 不 | 自 | 由 | 1級、2級及び3級の1 |
| 体 | 幹 | 不 | 自 | 由 | 1級から3級までの各級 |

| | | | |
|-----|--|------------------|--|
| 不自由 | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | 上肢機能障害 移動機能障害 | 1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。） 1級から3級までの各級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。） |
| | 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸の機能障害 小腸機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | | 1級から4級までの各級 1級から4級までの各級 1級から4級までの各級 1級から3級までの各級 1級から4級までの各級 1級から4級までの各級 |

(4) ETC前納割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETCカード（東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社が定めるETC前払割引サービス利用約款に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ 割引率

次の割引率を適用する。

| 前払金 | 利用可能額 | 割引率 |
|----------|---------|------|
| 10,000円券 | 10,500円 | 約5% |
| 50,000円券 | 58,000円 | 約14% |

なお、(3)の割引を受ける自動車の場合は、当該割引を適用した後の金額に対してETC前納割引を適用する。

4 料金の徴収期間

この申請に係る料金の徴収区間の一部が供用された日（昭和55年10月）から60年1ヶ月間（各区間の事業費を勘案した平均的な供用日である換算起算日（平成4年1月）から48年10ヶ月間。）とする。

5 実施期日

(1) この料金及び料金の徴収期間にかかる申請事項は、特に定める場合を除き、北九

州市道北九州高速1号長野横代北町線のうち九州縦貫自動車道小倉東インターチェンジと接続する部分の供用する日から実施するものとし、それまでの間は従前のとおりとする。

(2) この申請事項中、記3(2)及び(3)のプリペイドカードの使用については、平成18年3月31日までとする。